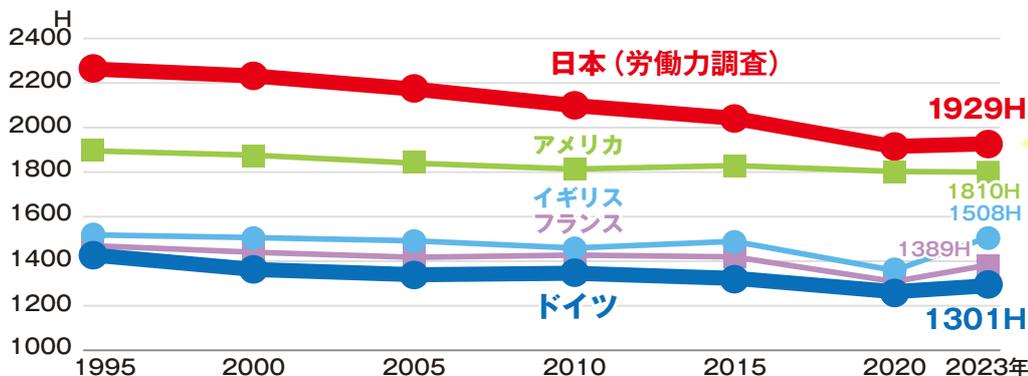




長時間労働なくせ 時短の実現を!!!!

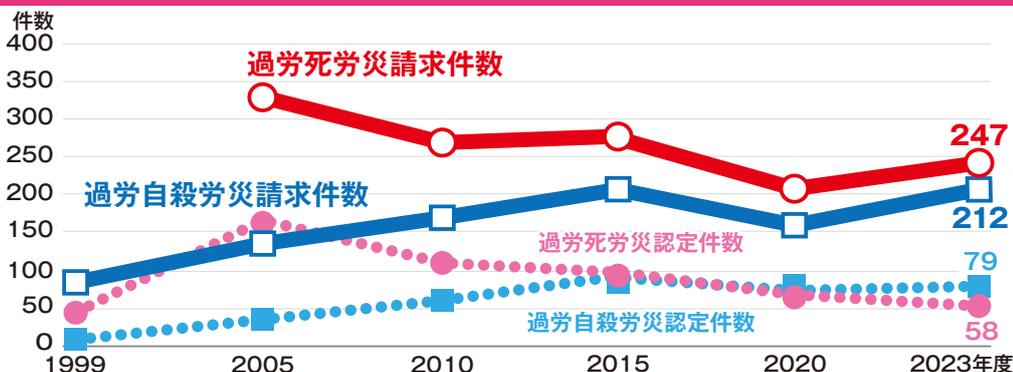
主要国の1人当たり平均年間総実労働時間(雇用者)の比較



日本の労働者は働き過ぎ。ドイツと比べて1.5倍。政府は労働時間が短くなったと言うけれど、まだ日本は「長時間労働の国」となっている。

資料：OECD Database、日本総務省「労働力調査」

過労死・過労自殺労災請求・認定件数の推移



過労死・過労自殺は減っていない。過労死の労災請求はコロナ禍の前に戻りつつある。過労自殺の労災請求は増え続けている。

資料：厚生労働省「過労死等労災補償状況」各年度版
注：過労死労災請求件数は2002年度までは不明

財界は、労働者をより安く、より長時間働かせることを常に考えています。財界の最大のねらいは、労働時間規制のデロゲーション(法規制の適用除外)です。法定基準を下回る働かせ方・残業させ放題が容易にできる仕組みをつくる一方で、働いた時間ではなく成果などで評価(賃金)を決める裁量労働制の規制緩和を主張しています。

現在求められているのは、長時間労働の規制強化です。

今こそ賃下げなしの1日7時間・週35時間労働を要求していきましょう。



7時間労働が実現すれば

人間らしい
生活時間を確保

いのちと健康が
守られる

ジェンダー平等の社会実現
家事・育児など家庭内での役割分担の対等平等

よい仕事ができる
生産性の向上、明るい職場など

労基法解体の
学習動画は
こちら



全労連 YouTube

長時間労働の根絶・労働時間短縮を求める要請書 (個人)

現在、職場では人手不足の中、長時間労働が蔓延し労働者は疲弊している状態です。低賃金・長時間労働という労働条件では人材募集をしても「人が来ない」状況で、人手不足・長時間労働が解消されない負の連鎖が続いています。また、時間外労働は労使の協定(36協定)を締結することが原則ですが、協定がない職場や守られていない職場も多く、現時点においても違法な長時間労働が蔓延しているのが実態です。とりわけ、裁量労働制は労働時間の管理がされず、長時間労働が問題となっています。過労死・過労自死は減っていないのが現状であり、職場での労働時間短縮など労働条件の改善とともに、法的にも労働時間に関する規制強化が求められています。

そのような中、今年1月に報告書を公表した労働基準関係法制研究会では、規制強化ではなく、「多様な働き方の増加」を理由に労働基準法の最低基準を下回る働き方・働き方を企業ごとに労使が話し合って決める仕組みについて議論されました。

報告書のとおり、そもそも対等ではない労使間の合意(労使コミュニケーション)だけで「法定基準を下回る働き方」ができる制度を容易に職場に持ち込むことができることになれば、1日8時間という原則も無視され、時間外・休日労働を規制する上限時間などの規制は事実上なくなり、ますます長時間労働が増えることとなります。そうなれば、ワークライフバランスは成り立たず、ジェンダー平等の社会の実現はより遠ざかることとなります。

わたしたちは、誰もが安心して働き続けられる社会をめざしています。今後の労働政策審議会では長時間労働根絶のための法改正、法定労働時間の短縮、法違反の取り締まり強化、労働行政の人員増などをめざす方向での議論を求めます。

したがって、労基研報告書に基づく議論にあたっては、以下の事項を建議の内容に反映していただくことを要請します。

記

1. 法定労働時間を1日7時間、週35時間にすること。
2. 労働基準法の労働時間規制を強化すること。特に時間外・休日労働の特別条項を廃止するとともに、勤務間インターバル制度は11時間以上を義務化し罰則規定を盛り込むこと。
3. 労働基準法が定める最低基準の緩和につながる見直しを行わないこと。また、裁量労働制は廃止すること。

氏名

長時間労働根絶・労働時間短縮を願うあなたの一言!

(政府への要求や職場の実態など自由に記載)

| | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |